

令和5年度 新宿区立子ども園（幼稚園機能）園児募集案内

1 申込み対象児童

次のいずれにも該当する児童

- (1) 平成29年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた児童であること。
3歳児クラス [平成31年(2019年)4月2日～令和 2年(2020年)4月1日生まれ] ※西新宿子ども園のみ
4歳児クラス [平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日生まれ]
5歳児クラス [平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日生まれ]
- (2) 入園申込み日現在、保護者とともに新宿区に住民登録があり、入園後も区内の住所から通園すること。
 - ・申込みの要件（住所地等）を偽って入園していたことが判明した場合は退園になります。
 - ・入園申込み後に区外へ転出した場合は、申込み資格がなくなります。また、入園後に区外へ転出した場合は、転出日の前日までの在園となります。
- (3) 集団生活ができ、保護者等が園への送迎ができること。

2 募集人数

4ページ「令和5年度 区立子ども園〔幼稚園機能〕募集一覧」をご覧ください。

3 入園申込み

(1) 受付期間

令和4年11月1日（火）・2日（水）・4日（金）の3日間（午前9時から午後5時まで）

※ 上記受付期間で申込みを締め切り、募集人数を超えた園では11月10日（木）の応募者説明会で抽選を行って入園内定者を決定します。▶ 2ページ「4 応募者説明会（抽選）」参照

※ 上記受付期間を過ぎてからの申込みは、11月18日（金）午後2時15分から受け付けます。

(2) 受付場所

入園を希望する各子ども園

ア 入園を希望する園に提出書類を持参してください。[郵送での申込みはできません。]

イ 申込みができるのは、区立子ども園〔幼稚園機能〕10園と区立幼稚園14園あわせて24園のうち、1園のみです。複数の区立園（区立子ども園〔保育園機能〕及び区立認可保育園は除く。）に申込みをしたことが判明した場合は、すべての申込みが無効となります。

ウ 区立子ども園は、小学校の通学区域に関わらず、区内在住であればどの地域であっても入園を希望することができます。

なお、小学校に併設する子ども園の在園児であることで優先的に併設小学校に入学できるものではありません。

(3) 提出書類

○ 「子ども園入園申込書」（裏面「エントリーシート」） ※この募集案内に綴じてあります。

○ 保護者とお子さん両方の住所が確認できるものいずれか1つ
[健康保険証、乳幼児医療証、住民票の写し(続柄あり)等]

子ども園の4～5歳児クラス（西新宿子ども園は3～5歳児クラス）は、幼稚園機能と保育園機能にそれぞれ定員があり、以下のとおり、令和5年4月入園の申込受付期間が異なります。

- ・幼稚園機能……令和4年11月1日、2日、4日（この園児募集案内のとおり）
- ・保育園機能……令和4年11月上旬から12月上旬まで（認可保育園と同じ日程）

4 応募者説明会（抽選）

日 時 令和4年11月10日（木） 午後3時15分集合（四谷・あいじつ・西新宿子ども園のみ）
令和4年11月10日（木） 午後2時45分集合（上記以外の子ども園）

場 所 入園申込み先の子ども園

- ※ 申込みをした方は、必ず説明会に参加してください。説明会に無断で遅刻、欠席された場合は、申込みの取下げがあったものとみなし、申込みが無効となりますのでご了承ください。
- ※ 説明会への参加をもって、入園内定とします。申込者数が募集人数を超えた園では、説明会で抽選を行い、入園内定者を決定します。

（1）補欠登録

入園内定者を決定する抽選により落選となった方や定員に空きがなく募集がない園への入園を希望する方は、1園に限り補欠登録をすることができます。

補欠登録をした後に他の幼稚園、認定こども園、認可保育園に入園した場合は、その時点で補欠登録が無効となります。（認証保育所、認可外保育施設の利用は除く。）

補欠登録をした方が、その後も他の幼稚園、認定こども園、認可保育園に入園しないまま、補欠登録をした園に次年度の入園申込みをした場合は、入園内定者決定の際に優先されます。

（2）きょうだい優先

入園を希望する園にきょうだいが在園し、令和5年度もきょうだいが在園する児童は、他の申込者に優先して入園内定者となります。ただし、上記（1）による補欠登録をしている方を優先します。

5 再募集（受付期間を過ぎてからの申込み）

日 時 令和4年11月18日（金） 午後2時15分から

場 所 入園申込み先の子ども園

- ※ 再募集開始日（11月18日）のみ午後2時30分で受付を締め切り、入園内定者を決定します。募集人数を超えた園では、その場で抽選を行い、入園内定者を決定します。以降は先着順で受け付けます。

6 入園が決定するまでの日程等

入園の決定は、各園で入園が内定したお子さんの面接及び健康診断を行った上で、集団保育が可能かどうかにより判断します。

（1）面接及び健康診断

日 時 令和4年11月11日（金）～24日（木）のうち、園から指定された日

対 象 応募者説明会（抽選）で入園内定者となった方

場 所 入園内定先の子ども園

- ※ 無断で来園しなかった場合は、入園内定が無効となる場合があります。

（2）入園決定者の発表

日 時 令和4年12月23日（金）[時間は園により異なります。]

対 象 入園内定者のうち、面接及び健康診断を受け入園が決定した方

内 容 入園承諾通知書の交付及び入園手続き書類等の配付

場 所 入園内定先の子ども園

- ※ 無断で来園しなかった場合は、入園決定が無効となる場合があります。

（3）教育・保育給付認定の申請

子ども園、幼稚園、保育園に入園するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。入園が決定した方には、教育・保育給付認定申請書を配付します。

7 保育料

「幼児教育・保育の無償化」により、基本保育料及び入園料は無償化されましたが、給食費、行事費等は、保護者負担になります。

預かり保育料は、「保育の必要性」の認定を受けることによって、上限額の範囲内で無償になります。

給食費、預かり保育料の減免対象であるかの判定が必要であるため、世帯の区(市町村)民税額所得割課税額の合計額を算出します。海外での収入がある場合も、その収入等を含めて地方税法に基づく区(市町村)民税所得割課税額相当額を推計します。

(1) 基本保育料及び入園料

基本保育料(月額)	0円
入園料	0円

(2) 給食費

日額	200円
月額	4,000円

※ 平日(月曜日～金曜日)の金額です。土曜日、休業日の預かり保育を利用した場合の給食費は、別途、預かり保育料と合わせて納付していただきます。

- 次の①～③のいずれかに該当する場合は、平日(月曜日～金曜日)の給食費が無料になります。
 - ① 生活保護世帯等、区(市町村)民税非課税または均等割のみが課税世帯
 - ② 世帯の区(市町村)民税所得割額が 77,100 円以下の場合
 - ③ 在園するお子さんが、小学校3年生までの兄弟から数えて第3子以降に該当する場合

(3) 預かり保育料(日額)

- 上記(2)①に該当する世帯は、「預かり保育」利用時のおやつ代が無料になります。
- 土曜日、休業日は、就労や疾病等により保護者のいずれもが保育できない状況である場合に利用することができます。

預かり保育の内容	利用する世帯	右記以外の世帯	・生活保護世帯等 ・区(市町村)民税非課税または均等割のみが課税世帯(減額申請が必要)
月曜日～金曜日 午後3時から4時30分まで		200円 徴収上限額3,200円/月	0円
	[内訳]	預かり保育料 100円 おやつ代 100円	[内訳] 預かり保育料 0円 おやつ代 0円
土曜日 午前8時30分から午後5時までの間で8時間以内 ※ 利用には就労等の要件が必要です。		600円	200円
	[内訳]	預かり保育料 300円 給食費 200円 おやつ代 100円	[内訳] 預かり保育料 0円 給食費 200円 おやつ代 0円
休業日 午前9時から午後3時まで ※ 利用には就労等の要件が必要です。		600円	
	[内訳]	預かり保育料 400円 給食費 200円	
休業日 午前9時から午後4時30分まで ※ 利用には就労等の要件が必要です。		700円	
	[内訳]	預かり保育料 400円 給食費 200円 おやつ代 100円	

【 預かり保育料が無償化の対象となるための認定申請手続き 】

- 「保育の必要性」の認定を受けている場合は、上限額の範囲内(月額11,300円)で預かり保育料が無償化されます。無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定申請(2号)の手続きが必要です。
- 「保育の必要性」の認定事由は、『就労』や『就学』等です。認定申請の際には父・母ともに保育の必要性を確認できる書類等の提出が必要です。
- 在籍園の預かり保育の実施時間が短い場合(教育時間が8時間未満/日 または 年200日未満)は、認可外保育施設等の利用についても預かり保育の上限額の範囲内で無償化の対象になります。
- 「保育の必要性」の認定(施設等利用給付認定)を受けている方は、原則として、預かり保育料をいったん納付していただき、事後にその額を請求する手続きが必要となりますが、『区立子ども園』の預かり保育料に関しては、保護者の手続きを軽減するため、保育料を実質無料とすることで、保育料の納付やその後の請求手続きを不要とします。

令和5年度 区立子ども園〔幼稚園機能〕 募集一覧

令和4年10月1日現在

園 名	募 集 人 数 (名)			所 在 地	電 話 番 号
	3歳児	4歳児	5歳児		
四谷子ども園		25	12	四谷2-6 (四谷小学校併設)	5369-3775
あいじつ子ども園		30	10	北町17	3266-0189
西新宿子ども園	8	0	3	西新宿4-35-5 (西新宿小学校併設)	3299-7727
柏木子ども園		8	6	【乳児園舎】 北新宿2-3-7 (柏木特別出張所併設) 【幼児園舎】 北新宿2-11-1 (柏木小学校併設)	【幼児園舎】 3227-2118
おちごなかい子ども園		10	6	【乳児園舎】 中井1-8-1 2 (中井児童館併設) 【幼児園舎】 上落合3-1-6 (落合第五小学校併設)	【幼児園舎】 3227-2048
戸山第一子ども園		4	0	戸山2-26-101 (都営住宅26号棟)	3202-7879
しなのまち子ども園		2	2	信濃町20 (信濃町子ども家庭支援センター等併設)	3357-6853
西落合子ども園		4	3	西落合1-31-24 (西落合児童館等併設)	3954-1064
大木戸子ども園		3	2	四谷4-17	3358-1431
北新宿子ども園		4	2	北新宿3-20-2 (北新宿子ども家庭支援センター等併設)	3365-0225

【注意事項】

- 1 「募集人数」は、原則として各クラスの幼稚園機能の定員から進級予定児童の人数を除いた募集見込みの人数です。進級予定児童の数に変更になった場合は、募集人数も変更になります。
- 2 「募集人数」が 0名 のクラスは、進級予定児童が定員を満たしている園です。補欠登録を希望する方の受付を行います。
- 3 入園後に幼稚園機能から保育園機能への変更を希望する場合は、在籍する園での変更であっても、認可保育園の入園申込みと同様に申込み手続きが必要です。保育園機能は利用調整を行いますので、変更できないことがあります。
- 4 区内の私立認定こども園の幼稚園機能の募集については、各園へ直接お問い合わせください。(園ごとに募集日程や申込み方法が異なります。)

【問合せ先】 新宿区子ども家庭部保育課 入園・認定係 ☎ 5273-4527 (直通)
FAX 3209-2795